

監査公表第12号

平成30年5月28日

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 坂本 心次

財政援助団体等監査結果の報告に係る本市関係の措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市体育協会）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から本市関係について当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象（本市主管課関係）

地域振興部文化スポーツ課

2 監査の範囲（本市主管課関係）

公益財団法人周南市体育協会について監査対象とした平成28年度補助金、指定管理料等の予算執行及び指定管理者の指定手続等

3 監査の実施期間

平成29年12月6日から平成30年3月23日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

(1) 指定管理事務

ア	指摘事項	備品について、適正な管理がされていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な財産管理を行います。